

実務経験要件

本協会は、申請者からの実務経験証明書に基づき、以下の実務経験要件に該当する業務について審査する注 1。

- (1) 国内外を問わず、金融に関する次の業務における実務経験
 - ・銀行業務
 - ・信託業務
 - ・証券業務
 - ・リース業務
 - ・保険業務
 - ・不動産資産担保証券の組成、販売に関する業務
 - ・不動産ファンドの運用、管理に関する業務
 - ・年金基金等の運用に関する業務
 - ・投資信託のアセットマネジャー業務
 - ・格付業務
- (2) 国内外を問わず、不動産に関する次の業務における実務経験
 - ・分譲業務
 - ・賃貸業務
 - ・仲介業務
 - ・開発業務
 - ・運営管理業務
 - ・不動産評価、デューデリジェンスに関する業務 注 2
 - ・不動産資産担保証券の組成、販売に関する業務
 - ・不動産ファンドの運用、管理に関する業務
- (3) 特定機関における実務経験等
 - ・研究機関等における金融若しくは不動産に関する調査、研究
 - ・大学、大学院等における金融若しくは不動産に関する指導 注 3
 - ・金融若しくは不動産に関する研究による博士、修士の学位の取得 注 4
- (4) 以下の資格を有して行う金融若しくは不動産に関する専門業務 注 5
弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等、司法書士、一級建築士
- (5) その他（当協会の教育・資格制度委員会による資格認定審査時において（1）～（4）の実務経験と同等と認められた実務経験）

注 1 実務経験を2年以上有する場合であっても、申請の時点において、申請する実務に就かなくなった日から10年以上経過している場合には、実務経験として認められません。

注 2 不動産鑑定士（補）の資格をお持ちの方は、「不動産評価、デューデリジェンスに関する業務」としての実務経験申請ではなく、「4. 以下の資格を有して行う金融若しくは不動産に関する専門業務」として申請してください。また、資格を証明する書類として国土交通省（各地方整備局等）発行の「登録証明書」（登録年月日、登録番号記載あり）の添付が必要となります。

注 3 講師等が「指導」を実務経験として申請する場合には、別途添付書類が必要となります。

注 4 大学院の修了を実務経験として申請する場合、教育機関発行の修了証明書と修士論文が必要となります。

注 5 資格を証明する書類の添付が必要となります（不動産鑑定士等の方は注 2 をご確認ください）。